

- 三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。
- 四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 五 食事を行う場所 利用者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
- 六 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節(第五十九条を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。

(3) 運営に関する基準

基準第63条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21第2項、第26条、第27条、第33条から第39条まで、及び第三章第四節(第59条において準用する第21条第1項を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(10)、(12)②、(15)及び(22)から(26)まで、を参照されたいこと。

#### 第四章 身体障害者短期入所

##### 第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所(以下「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

##### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第四条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する

#### 第五章 指定短期入所

##### 第1節 人員に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第65条)

① 併設事業所については、

イ 基準第65条第1項の「当該施設と一体的に運営が行われる」とは、併設本体

場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第四条の二第四項に規定する施設であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、従業者の勤務体制を含めて指定短期入所を提供できる場合である。

ロ 指定短期入所事業所の従業者の員数については、例えば併設されているのが身体障害者療護施設である場合には、身体障害者療護施設として確保すべき員数と指定短期入所事業所として確保すべき員数の合計を、身体障害者療護施設の入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者5人の場合の従業者の員数は、 $50 \div 2.2 = 23$  (端数切り上げ) と  $5 \div 2.2 = 3$  (端数切り上げ) の合計で26人となるのではなく、 $(50 + 5) \div 2.2 = 25$ 人となる。

② 法第4条の2第4項に規定する施設であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において各々の法令上当該施設として必要とされる数以上とする。

(2) 管理者（基準第66条）

指定短期入所事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることが出来るものとする。

- ① 当該指定短期入所事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される指定居宅支援事業所のサービス提供を行う従業者との兼務

は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、指定居宅支援事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)

(3) 介護保険法上の指定短期入所生活介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定短期入所事業者として指定を受けるための要件について(案)

① 実施施設

ア 専用ベッドを持つ併設事業所

イ 空床を利用する特別養護老人ホーム

② 人員

ア 併設事業所において実施する場合は、当該併設本体施設として必要とされる数の従業者に加えて、併設事業所に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第121条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していれば足りること。

イ 空床を利用する特別養護老人ホームの場合は、特別養護老人ホームとして必要とされる職員を置くこと。

③ 設備

ア 当該併設事業所と併設本体施設の効率的な運営が可能であり、当該併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

イ 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することにより足りるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第四条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

第2節 設備に関する基準(基準第67条)

(1) 指定短期入所事業所の設備は、当該指定短期入所の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第四条の二第四項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

#### 第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事

者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

知的障害者・児童については、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いずに指定短期入所を提供することができるが、これは日中受け入れを行う場合の規定である。

なお、人員に関する基準については、当該日中受け入れの対象者を当該実施施設の入所者とみなした場合における当該施設が置くべき従業者を確保すれば良いものである。

#### 第3節 運営に関する基準

(1) 指定短期入所の開始及び終了（基準第68条）

① 指定短期入所事業者は、居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは指定短期入所は徒に長期間入所することを想定するものではなく、利用者との相談により適切な入所期間とすること。

② 同条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。

(2) 入退所の記録の記載（基準第69条）

① 支給量管理の観点から、指定短期入所事業者は、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項（宿泊を伴わない指定短期入所を実施した場合にはそ

項」という。)を、その者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、利用者が提供を受けた指定短期入所の量の合計が支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(居宅利用者負担額等の受領)

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

の旨)を当該利用者の居宅受給者証に記載することとしたものである。

- ② 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、居宅生活支援費請求の際に提出することで差し支えない。

(3) 居宅利用者負担額等の受領 (基準第70条)

- ① 同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)の①、②、④及び⑤を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定短期入所事業者は、第1項及び第2項に規定する額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができるとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(4) 指定短期入所の取扱方針 (基準第71条)

第七十一条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保

同条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。

(6) サービスの提供 (基準第72条)

① 指定短期入所のサービスの提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって保護し、又は必要な支援を行うものとする。なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施するものとする。

② 同条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 食事の提供 (基準第72条)

同条第4項に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

ア 栄養、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとすること。

イ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。

持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域

(10) 相談及び援助（基準第74条）

相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとる必要があること。

(11) 緊急時等の対応（基準第76条）

短期入所従業者が現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかにあらかじめ当該指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所事業所から近距離にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(13) 運営規程（基準第77条）

指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① 利用定員（第3号）  
利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。
- ② 指定短期入所の内容（第4号）

- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 第六十五第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準

「指定短期入所の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること

③ 通常の送迎の実施地域(第5号)

通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること

④ サービス利用に当たっての留意事項(第6号)

利用者が指定短期入所の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること(基準第91条第5号についても同趣旨)。

(14) 地域等との連携(基準第79条)

指定短期入所の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(15) 準用(基準第80条)

基準第80条の規定により、基準第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第55条、第57条及び第58条は、指定短期入所の



用する。

事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)及び(15)、(22)から(26)まで、第4章第3節の(5)、(6)及び(7)並びにこの場合において、次の点に留意するものとする。

① 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 指定短期入所に関する記録

提供した個々の指定短期入所に係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

② 準用される基準第55条について、指定短期入所事業所ごとに、短期入所従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。空きベッドを利用して指定短期入所の事業を行う各法上に規定する施設にあっては、当該施設の従業者について勤務表が作成されていればよいものであること。

## 第五章 指定知的障害者地域生活援助

### 第一節 基本方針

(基本方針)

第八十一条 指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（以下「指定地域生活援助」という。）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第四条第五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

## 第5章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 人員に関する基準

(1) 世話人（基準第82条）

第八十二条 指定地域生活援助の事業を行う者（以下「指定地域生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人の員数は、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

（管理者）

第八十三条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定地域生活援助事業所の管理者は、適切な指定地域生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

### 第三節 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第八十四条 指定地域生活援助事業所は、その入居定員を四人以上七人以下とし、居室その他利用者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。

2 前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定地域生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。

### 第四節 運営に関する基準

（入退居）

第八十五条 指定地域生活援助は、満十五歳以上の知的障害者であって、共同生活住居への入居を必要とするもの（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

基準第82条により、指定地域生活援助事業所には専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上の世話人を置くこととしているが、世話人は知的障害者福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

(2) 管理者（基準第83条）

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。

### 第2節 設備に関する基準（基準第84条）

① 一の指定地域生活援助事業所の入居定員は4人以上7人以下とし、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。

② 居室は原則として個室とすることと定められたが、2人用居室を用いる事業所にあつては、個室に移行することが望ましい。

また、居室の広さについては、入居者の私物を置くことができる広さを有するものでなければならない。

### 第3節 運営に関する基準

(1) 入退居（基準第85条）

指定地域生活援助は、満15歳以上の知的障害者であつて、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。